

【協議議案】

「鶴岡一机線」の路線廃止について

1. 計画の概要

この路線は、鶴岡市街地と黄金地域を繋ぐ生活路線であり、長い年月多くの方からご利用いただいております。しかしながら、人口減少や自家用車依存が高くなるにつれ、利用状況は著しく減少してまいりました。当該路線の状況は、事業者事業としては廃止路線であります。沿線自治体である「鶴岡市」からの運行依頼により継続している路線となります。

現状の利用者は、黄金地域内在住の小中学生による登下校がほとんどとなっております。

以前より、当地域からはスクールバス化の要望があり、このたび地域で路線バスの廃止およびスクールバス導入意向が決定したことにより、鶴岡市と協議の上、廃止となるものです。

なお、小中学生以外の生活利用者に対する今後の交通手段としては、地域および鶴岡市で対応して行くこととなっております。

2. 対象系統

	系統名	系統キロ	運行回数	
			平日	土曜日曜祝休日 8/13~16,12/30 ~1/5
①	鶴岡(小真木)机線	往路 12.2km	1回	0回
		復路 12.0km	2回	0回
②	鶴岡(三中前)机線	往路 14.7km	2回	0回
		復路 14.5km	1回	0回

3. 廃止停留所

1	小真木原運動公園	5	金峯登山口	9	谷定
2	小真木	6	滝沢口	10	人岸
3	一本杉	7	山谷口	11	田中
4	高坂口	8	金谷口	12	机

4. 廃止する路線

別紙 1~2

5. 廃止予定日

令和 4 年 3 月 31 日の運行をもって

No.	路線廃止届出区間
7	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市外内島字古川125-5先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市高坂字天王原112番1号先 キロ程 : 1.60 km 道路管理者 : 国道345号線(東北地方整備局)
8	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市美原町5-20先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市高坂字天王原112番1号先 キロ程 : 1.9 km 道路管理者 : 山形県(県道349号)
9	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市高坂字天王原112番1号先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市青龍寺川内69番先 キロ程 : 1.4 km 道路管理者 : 山形県(県道349号)
10	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市青龍寺川内69番先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市青龍寺川内109番先 キロ程 : 0.6 km 道路管理者 : 鶴岡市(市道)
11	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市青龍寺川内109番先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市谷定字白山28番先 キロ程 : 4.2 km 道路管理者 : 山形県(県道349号)

【協議議案】

「鶴岡－松根線」の路線変更および一部廃止について

1. 計画の概要

この路線は、鶴岡市街地と櫛引地域を繋ぐ生活路線であり、長い年月多くの方からご利用いただいております。しかしながら、人口減少や自家用車依存が高くなるにつれ、利用状況は著しく減少してまいりました。当該路線の状況は、事業者事業としては廃止路線であります。沿線自治体である「鶴岡市」からの運行依頼により継続している路線となります。

現状の利用者は、斎地域内在住の中学生および鶴岡南高等学校山添校の生徒による登下校がほとんどとなっております。

令和4年3月をもって鶴岡南高等学校山添校が閉校となることにより、斎地域から終点(松根地域)までの利用者がほぼなくなる状況となっております。また、櫛引地域の交通再編計画により、このたび路線バスの廃止を行う地域の交通手段が確保されたことにより、鶴岡市と協議の上、一部路線廃止となるものです。

路線廃止区間以外の路線につきましては、一部経路を変更し、地域内住民のみならず地域外から利用できるものとして継続を計画しております。

なお、このたび路線廃止となる地域の利用者に対する今後の交通手段としては、地域および鶴岡市で対応して行くこととなっております。

2. 対象系統

		系統名	系統キロ	運行回数	
				平日	土曜日祝日 8/13~16,12/30 ~1/5
廃止	①	鶴岡(ゆ~Town)上松根線	往路 19.2km 復路 19.3km	3回 2回	0回 0回
	②	鶴岡(勝福寺)上松根線	往路 18.9km 復路 19.0km	0回 1回	0回 0回
変更 新設	①	鶴岡(勝福寺)ゆ~Town線	往路 9.4km 復路 9.5km	3回 3回	0回 0回

3. 廃止停留所

1	山添局前	6	黒川	11	下松根
2	鶴南山添校	7	宮の下	12	中松根
3	櫛引中学校前	8	王祇会館・春日神社前	13	上松根
4	三千刈	9	橋本		
5	大杉	10	樺出		

4. 廃止する路線および新設する路線・運賃・時刻

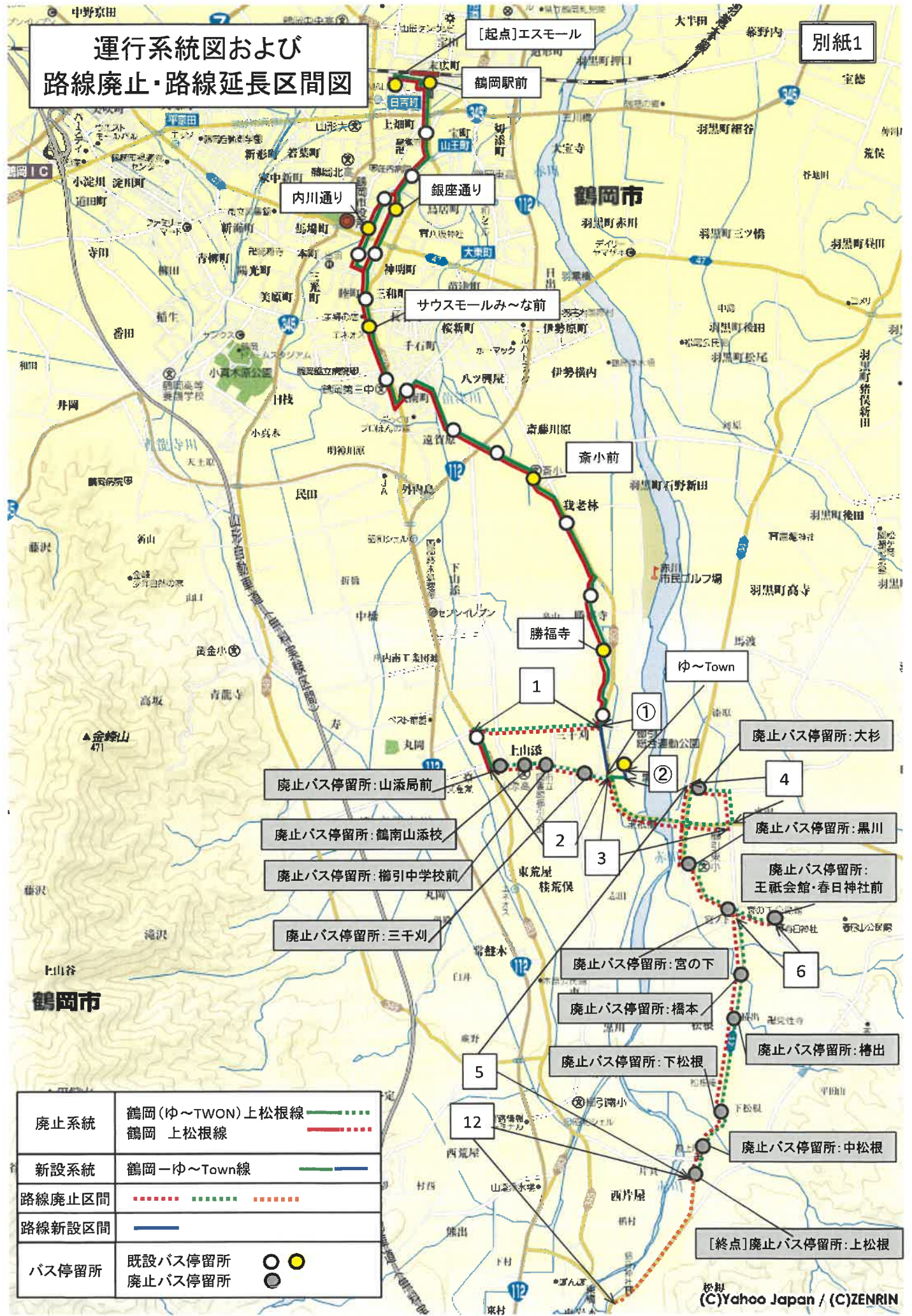
別紙 1~5

5. 変更予定日

令和4年4月1日

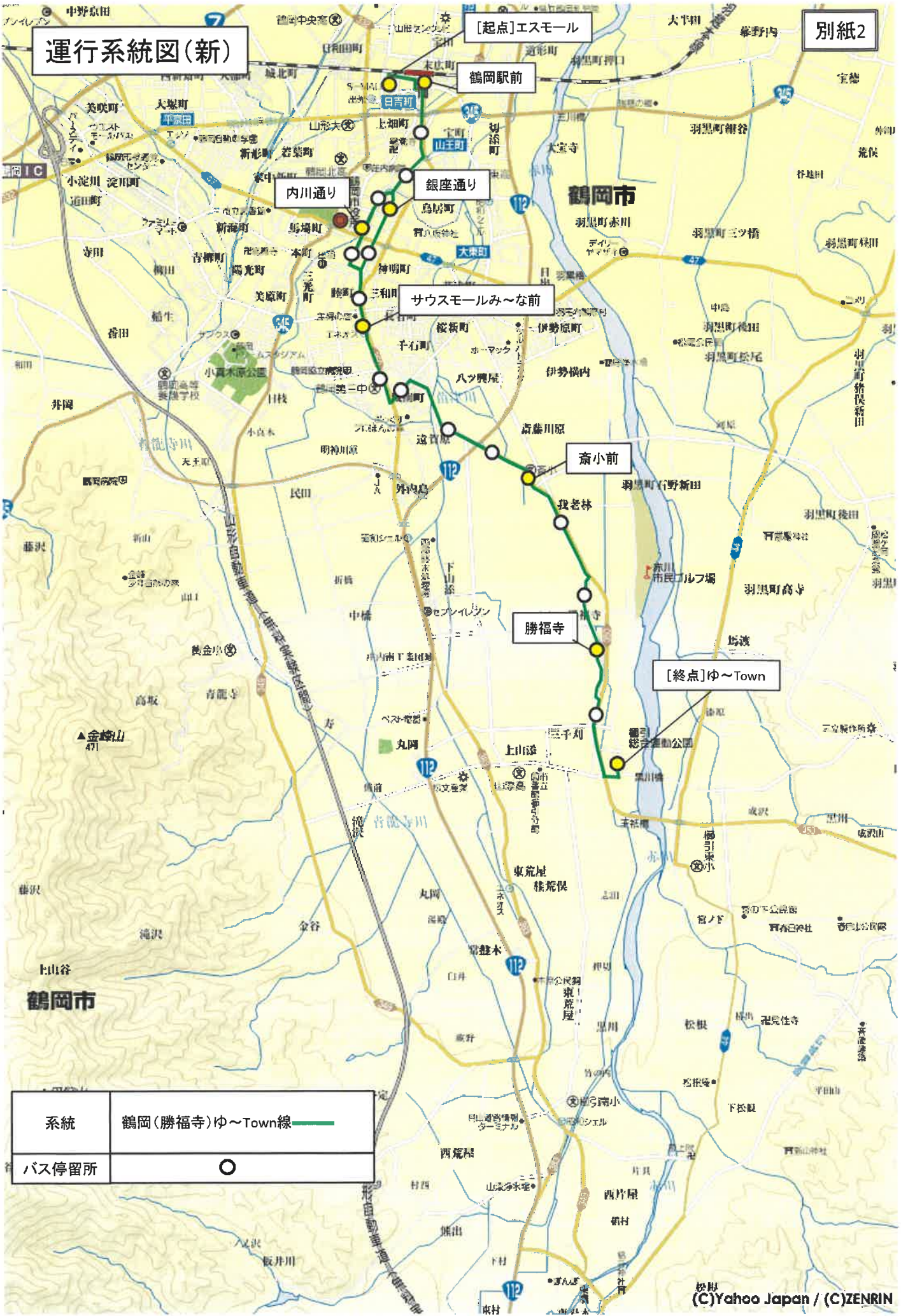
運行系統図および 路線廃止・路線延長区間図

別紙1



廃止系統	鶴岡(ゆ〜TOWN)上松根線 鶴岡 上松根線
新設系統	鶴岡-ゆ〜Town線
路線廃止区間
路線新設区間	————
バス停留所	既設バス停留所 (Yellow Circle) 廃止バス停留所 (Grey Circle)

運行系統図(新)



系統	鶴岡(勝福寺)ゆ～Town線
バス停留所	○

No.	路線廃止届出区間
1	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市上山添神明前31番3号先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三千刈字清和地内 キロ程 : 1.3 km 道路管理者 : 鶴岡市(市道)
2	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市上山添神明前158番先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三千刈字清和140先 キロ程 : 1.45 km 道路管理者 : 鶴岡市(市道)
3	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三千刈字清和140番先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市黒川字大杉地内 キロ程 : 1.5 km 道路管理者 : 山形県(県道350号)
4	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市黒川字大杉地内 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市黒川字大杉162番先 キロ程 : 0.5 km 道路管理者 : 鶴岡市(市道)
5	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市黒川字大杉489番先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市松根字上松根93番先 キロ程 : 3.8 km 道路管理者 : 山形県(県道44号)
6	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市黒川字橋本177番先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市黒川字宮の下232番先 キロ程 : 0.2 km 道路管理者 : 鶴岡市(市道)
12	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市松根字上松根93番先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市東岩本字北野124番先 キロ程 : 1.6 km 道路管理者 : 山形県(県道44号)

No.	路線延長申請区間
①	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三千刈字清和地内 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三千刈字清和140先 キロ程 : 0.5 km 道路管理者 : 山形県(たらのき代鶴岡線: 県道350号線)
②	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三千刈字清和159番地内 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三千刈字清和159番地内 キロ程 : 0.05 km 道路管理者 : 鶴岡市(くしびき温泉ゆ〜Town)

普通旅客運賃表及び新旧運賃対照表

鶴岡（勝福寺）ゆ～Town線

【消費税転嫁の方法】

現行実施運賃に110/108を乗じて変更実施運賃を算出。

1. 基準賃率

現行	49円90銭	改定	
平均賃率	45円01銭	平均賃率	46円45銭

(消費税5%込み)

2. 割増区間

種別	区間	割増率	摘要

3. 指定停留所

区界停留所	指定停留所	杆程	摘要
鶴岡駅前	工スモール	0.5	
	日吉町・山王町	0.7	
	銀座通り・本町川端通り	0.4	
	サウスモールみ～な	0.6	
齋学校前	齋藤川原	0.4	

4. 備考

変更運賃
現行運賃
実キ口

区界	指定停留所	杆程	変更運賃	現行運賃	実キ口
鶴岡駅前	工スモール	0.5	200	200	200
	日吉町・山王町	0.7	200	200	200
銀座通り・本町川端通り	内川通り	0.4	200	200	200
	三中南	0.6	200	200	200
サウスモールみ～な	齋藤川原	0.4	200	200	200
齋学校前			200	200	200
			200	200	200
我老林		0.6	200	210	250
		1.1	200	210	250
泉山		0.6	200	210	250
		1.0	200	210	250
勝福寺		0.4	200	200	230
		1.4	200	200	230
下三千刈		0.4	200	200	230
		1.1	200	200	230
ゆ～Town		0.7	200	220	240
		1.1	200	220	240
ゆ～Town		0.9	200	220	240
		1.6	200	220	240
ゆ～Town		2.0	200	240	290
		3.0	200	240	290
ゆ～Town		3.6	200	260	310
		4.7	200	260	310
ゆ～Town		5.4	200	280	330
		6.2	200	280	330
ゆ～Town		6.9	200	300	350
		7.6	200	300	350
ゆ～Town		8.1	200	320	370
		9.0	200	320	370

■令和4年4月1日からのバス時刻表

鶴岡(勝福寺)ゆ～Town線

【平日のみ運行】

停留所	行先		
	ゆ～Town	ゆ～Town	ゆ～Town
エスモールバスターミナル①のりば	○9:35	○16:10	○17:55
鶴岡駅前③のりば	○9:38	○16:13	○17:58
日吉町	○9:40	○16:15	○18:00
山王町	○9:41	○16:16	○18:01
銀座通り	○9:42	○16:17	○18:02
南銀座	○9:45	○16:20	○18:05
みやはらクリニック	○9:47	○16:22	○18:07
サウスモールみ～な	○9:49	○16:24	○18:09
三中前	○9:50	○16:25	○18:10
城南町中央	○9:51	○16:26	○18:11
稲荷前	○9:52	○16:27	○18:12
斎藤川原	○9:54	○16:29	○18:14
斎学校前	○9:55	○16:30	○18:15
我老林	○9:56	○16:31	○18:16
泉山	○9:57	○16:32	○18:17
勝福寺	○9:58	○16:33	○18:18
下三千刈	○10:00	○16:35	○18:20
ゆ～Town	○10:01	○16:36	○18:21

【平日のみ運行】

停留所	行先		
	ゆ～Town	ゆ～Town	ゆ～Town
ゆ～Town	○7:26	○13:30	○17:00
下三千刈	○7:27	○13:31	○17:01
勝福寺	○7:28	○13:32	○17:02
泉山	○7:29	○13:33	○17:03
我老林	○7:30	○13:34	○17:04
斎学校前	○7:31	○13:35	○17:05
斎藤川原	○7:32	○13:36	○17:06
稲荷前	○7:34	○13:38	○17:08
城南町中央	○7:35	○13:39	○17:09
三中前	○7:36	○13:40	○17:10
サウスモールみ～な	○7:37	○13:41	○17:11
みやはらクリニック	○7:38	○13:42	○17:12
一日市通り	○7:40	○13:44	○17:14
内川通り	○7:41	○13:45	○17:15
本町川端通り	○7:42	○13:46	○17:16
山王町	○7:44	○13:48	○17:18
日吉町	○7:45	○13:49	○17:19
鶴岡駅前	○7:48	○13:52	○17:22
エスモールバスターミナル	○7:50	○13:54	○17:24

○印の時刻は、土曜・日曜・祝休日及び 8/13～8/16, 12/30～1/5 の間運休。

【協議議案】

路線バスの運行時刻変更について

1. 計画の概要

鶴岡市管内を運行中の路線バスにつきまして、道路状況や利用状況による遅延の解消や利用しやすく分かりやすい時刻設定とする為、4/1よりダイヤ改正を実施するものです。

2. 対象路線および変更内容について

No.	系統名	No.	系統名	変更内容
1	鶴岡市内廻り1・2コース	10	鶴岡(湯田川温泉)越沢	・運行回数の変更
2	鶴岡市内廻り3・4コース	11	こころの医療センター(稲生)湯田川温泉	なし
3	鶴岡(物産館・善宝寺)湯野浜温泉	12	こころの医療センター(湯田川温泉)坂の下	・始発時刻の変更
4	鶴岡(善宝寺)湯野浜温泉	13	こころの医療センター(湯田川温泉)越沢	なし
5	鶴岡(物産館・加茂水族館)湯野浜温泉	14	鶴岡(藤島駅前)清川八郎記念館	・バス停間の通過
6	鶴岡(加茂水族館)湯野浜温泉	15	鶴岡(山添)落合	時刻変更のため、
7	鶴岡ーあつみ温泉	16	鶴岡(山添)大鳥	終着バス停の到
8	鶴岡(稲生)湯田川温泉	17	鶴岡(山添)上田沢	着時刻に1～3分
9	鶴岡(湯田川温泉)坂の下	18	鶴岡(山添)大網	変更あり

No.	系統名	変更内容
19	鶴岡(ゆぽか)いでは文化記念館	≪時刻の変更≫ ・いでは文化記念館前 12:40→13:17 ・バス停間の通過時刻変更のため、終着バス停の到着時刻に1分変更あり
20	いでは文化記念館ー羽黒山頂	≪運行回数(運行期間)・時刻の変更≫ ・いでは文化記念館前 12:30 発[※夏季設定期間のみ運行] →いでは文化記念館前 12:22 発[■4月～11月運行] ・羽黒山頂 13:00 発[※夏季設定期間のみ運行] →羽黒山頂 13:00 発[■4月～11月運行]

3. 実施予定日

令和4年4月1日

4. その他

上記表、No.1～19の系統運行について、運行回数の変更はございません。
運賃、バス停留所等の変更もございません。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点				運行態様の別 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ハで 該当する 要件	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
		(1) 鶴岡大鳥線	エスマール	山添	西大鳥	往 39.1 km 復 39.2 km	240日					
		(2) 鶴岡上田沢線	エスマール	山添	上田沢	往 30.4 km 復 km	240日					
		(3) 鶴岡大網線	エスマール	山添	大網高前	往 25.2 km 復 25.3 km	240日					
		(4) 鶴岡(勝福寺)ゆ〜Town線 鶴岡(勝福寺)ゆ〜Town線	エスマール	勝福寺	ゆ〜Town	往 9.4 km 復 9.5 km	240日					
		鶴岡(小真木)机線	エスマール	小真木	机	往 12.2 km 復 12.0 km	240日					
		鶴岡(三中前)机線	エスマール	三中前	机	往 14.7 km 復 14.5 km	240日					
		(5) 鶴岡(湯田川)越沢	エスマール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日					
		(6) 鶴岡(物産館)温海線	エスマール	巨内(観光物産館)	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日					
		(7) 鶴岡(藤島駅前)清川線	エスマール	藤島駅前	清川(藤島駅前)	往 24.4 km 復 24.4 km	240日					
		(8) 鶴岡(湯田川)坂の下線	エスマール	湯田川温泉	坂の下	往 17.5 km 復 17.3 km	240日					
		(9) 鶴岡(稻生町)湯田川線	エスマール	稻生町	湯田川温泉	往 10.0 km 復 9.8 km	365日					
		(10) こころの医療センター(稻生町)湯田川線	こころの医療センター	稻生町	湯田川温泉	往 13.3 km 復 13.0 km	240日					

山形県
鶴岡市
庄内交通
株式会社

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内ライダーシステム適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					標準ハデ 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
		(11) 鶴岡(物産館・加茂水族館)湯野浜線	エスマール	加茂水族館	湯野浜温泉	往22.0km 復21.9km	365日	2,865.0回				
		(12) 鶴岡(物産館・善玉寺)湯野浜線	エスマール	善玉寺	湯野浜温泉	往18.3km 復18.2km	365日	1,757.5回				
		(13) 鶴岡(山添)落合	エスマール	山添	朝日庁舎	往18.2km 復18.3km	365日	1,550.0回				
		(14) 鶴岡中央高校線	エスマール		中央高校	往1.3km 復1.3km	206日	206.0回				
		(15) 鶴岡市内廻り①②コース	エスマール	区内循環・地区循環	エスマール	往13.7km 復13.7km	240日	720.0回				
		(16) 鶴岡市内廻り③④コース	エスマール	区内循環・地区循環	エスマール	往17.2km 復16.8km	240日	720.0回				
		(17) いでは文化記念館-羽黒山頂線	いでは文化記念館	休職村庄内循環	羽黒山頂	往7.6 km 復7.6 km	365日	1,899.5回				

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内ライダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ライダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。